

奄美市業務継続計画

平成31年 2 月

奄美市

目 次

第1章 総則

- 1 業務継続計画とは 1
- 2 業務継続計画の効果 1
- 3 業務継続計画の基本方針 2
- 4 業務継続計画の対象組織 2

第2章 災害の想定

- 1 奄美市の想定震度等 3
- 2 その他 3

第3章 非常時優先業務

- 1 非常時優先業務の範囲 4
- 2 非常時優先業務の選定等 4

第4章 非常時優先業務の実施体制

- 1 参集可能職員数の把握 5
- 2 非常時優先業務に係る要員調整 5
- 3 指揮命令系統の確立 5

第5章 業務継続のための執務環境の確保

- 1 執務環境の現状及び課題 6
- 2 代替庁舎 10

第6章 重要な行政データの確保

- 1 現状等 11
- 2 行政情報データ確保状況 11

第7章 非常時優先業務の整理

- 1 業務の区分と内容 12
- 2 非常時優先業務等選定基準表 12

第8章 今後の取組

- 1 業務継続計画の周知 15
- 2 業務継続計画の継続的な改善 15

- 非常時優先業務一覧表 17

第1章 総則

1 業務継続計画とは

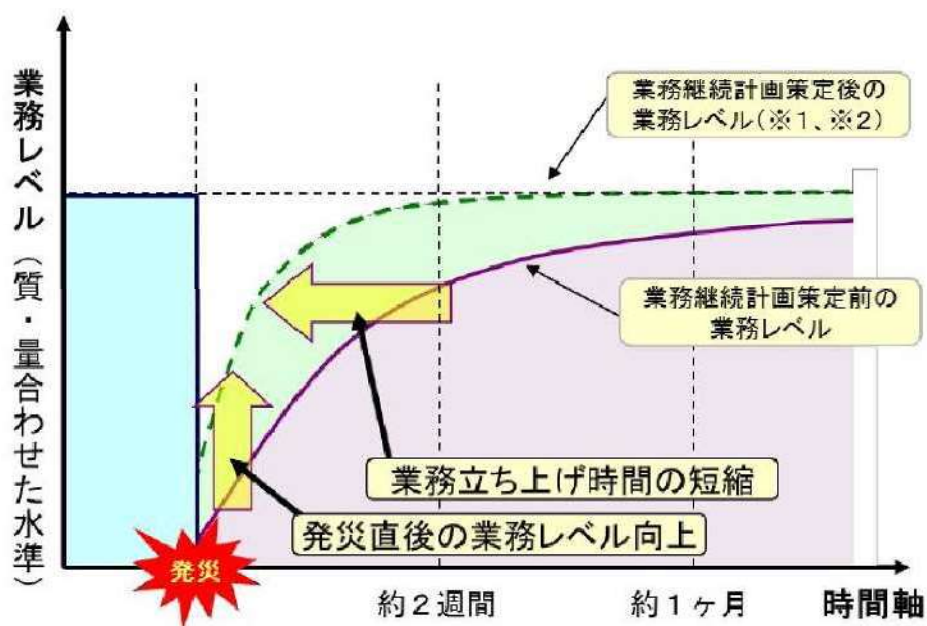
業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

地方公共団体の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては各種の災害対応マニュアルがあるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、地方公共団体自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。

2 業務継続計画の効果

業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上等の効果が得られ、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

【業務継続計画の策定に伴う効果の模式図】



- ※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（H28.2：内閣府）

3 業務継続計画の基本方針

市は、大規模災害発生時において、次の方針に基づき業務を継続する。

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、非常時優先業務を全庁的体制により、最優先で実施し、非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止、縮小する。

4 業務継続計画の対象組織

業務継続計画は、地域防災計画と密接な関連性を有する計画であることから、市災害対策本部の構成組織とする。

【地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）】

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	・地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	・都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	・災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	・行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	・行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	・災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	・業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（H28.2：内閣府）

第2章 災害の想定

本計画で想定する災害は、「鹿児島県地震等災害被害予測調査」（H24～H25）における想定地震等（以下「想定地震等」という。）のうち、本市で想定される最大震度6強になると見込まれる奄美群島太平洋沖（北部）を震源とする地震を本計画の想定する災害とする。

1 奄美市の最大震度等

表5 奄美市における地区別最大津波高、津波浸水深及び津波到達時間

想定津波 ①奄美北部		堤防なし			最大津波 高到達時間 （分）	堤防あり			
		津波高 (T.P.m)	津波浸水 深(m)	+1m到達 時間(分)		津波高 (T.P.m)	津波浸水 深(m)	+1m到達 時間(分)	最大津波 高到達時間 （分）
笠利町大笠利	港	6.1	6.1	14	43	6.1	6.0	15	43
	港	5.3	5.6	17	52	5.4	5.6	17	52
	空港北端	3.6	3.9	17	22	3.5	3.9	17	22
	空港南端	4.0	4.3	16	23	4.0	4.3	16	23
笠利町外金久	集落近くの浜	2.5	2.8	25	34	2.5	2.8	25	83
名瀬港町	港	3.5	3.9	29	48	3.5	4.0	30	48
名瀬大字小湊	港	5.6	6.0	12	43	5.9	6.3	13	43
住用町山町	港	3.7	4.9	17	25	3.7	4.9	17	25

資料：鹿児島県

2 その他

想定地震等以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態の推移に応じ、本計画を参考にすることとする。

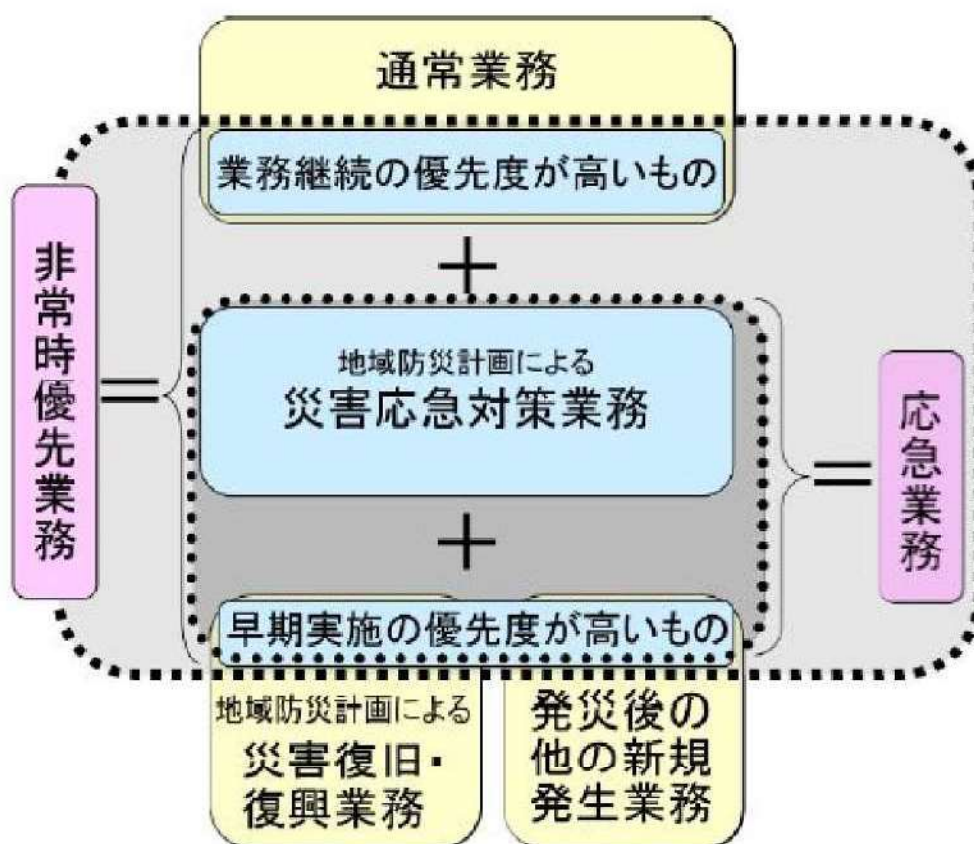
第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務であり、「応急業務」と「優先すべき通常業務（通常業務のうち業務継続の優先度が高いもの）」に大別される。

「応急業務」は、「奄美市地域防災計画」に基づき実施する災害関連の応急対策業務であり、「優先すべき通常業務」は、通常業務の中で、市民の安全確保に直結するものや、業務中断により市民生活や地域経済等に重大な支障を及ぼすものなど発災後にあっても早急に開始・再開が求められる業務である。

【非常時優先業務のイメージ】



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」（H28.2：内閣府）

2 非常時優先業務の選定等

各所属ごとに、「1 非常時優先業務の範囲」のうちから、非常時優先業務を選定するとともに、業務開始目標時間を設定する。

業務開始目標時間は、業務内容に応じて、3時間、1日、3日、2週間、1か月、延期中止等に細分化して設定する。

なお、実際の災害発生時には、事態の状況等によっては、設定した業務開始目標時間にかかわらず必要な業務を実施するものとする。

（参考）別表「非常時優先業務一覧表」

第4章 非常時優先業務の実施体制

1 参集可能職員数の把握

早朝・夜間や休日等の勤務時間外に大規模災害が発生した場合には、職員の確保は、最重要課題の一つであることから、各所属においては、平素より、所属職員の現住所、通勤手段の状況等により、非常時優先業務の執行に必要な職員の確保が可能かその把握に努めるものとする。

その際、職員本人及び家族の被災や、家屋の全半壊、救出・救助への従事等により、職員によっては参集出来ない場合があることも想定しておく必要がある。

2 非常時優先業務に係る要員調整

(1) 名瀬

名瀬総合支所の各課等において非常時優先業務の執行に当たり、人員が不足する場合は、まず、第1次調整として各部内で調整(各部主管課で対応)することとし、さらに、各部内で不足する場合は、各部主管課等が総務部総務課を経由して、他の部に応援を要請することとする。

(2) 住用・笠利

住用・笠利総合支所において非常時優先業務の執行に当たり、人員が不足する場合は、まず、第1次調整として各課内で調整することとし、さらに、各課内で不足する場合は、地域総務課が総務部総務課を経由して、他の支所に応援を要請することとする。

3 指揮命令系統の確立

大規模災害発生時においては、非常時優先業務を迅速かつ的確に執行する必要があることから、各所属においては、決裁又は同意について権限を有する者(以下「決裁者等」という。)が不在の場合にも迅速・適切に意思決定できるよう、代決者を含む指揮命令系統を日頃から十分周知・確認しておく必要がある。

非常時優先業務に係る指揮命令は、奄美市事務決裁規程、奄美市水道事業事務決裁規程(以下、これらを合わせて「事務処理規則等」という。)に基づき、当該業務の決裁者等が行うこととなるが、決裁者等が不在であるときは、事務処理規則等の規定により、決裁区分等に応じて定められた代決の順位によることとなる。

事務処理規則等においては、第2位以下の代決者の代決は、「事務の内容が急施を要すると認められるものに限る」とされているが、決裁者等が登庁できず、かつ、電話等による指示も仰げない場合で、緊急に処理することが必要な事案については、この規定に基づき、第2位以下の代決者の活用を含め、適切に対応する。

【奄美市事務決裁規程に基づく標準的な代決者の例】

第1順位	第2順位
副市長	総務部長
・市長に事故や不測の事態があった場合は、副市長、総務部長及びあらかじめ指定された部長(事務を主幹する部長)の順で市長に替わる意思決定を行う。	

第5章 業務継続のための執務環境の確保

大規模災害発生時に非常時優先業務を執行するためには、庁舎や電力、上下水道等の確保が必要であることを踏まえ、各庁舎の執務環境に係る現状把握及び課題抽出を行う。

1 執務環境の現状及び課題

(1) 庁舎

名瀬総合支所	現状	・ 新耐震基準（震度6～7程度の地震に対して建物を倒壊させずに、人命を保障する考え方）で設計されている。 ・ 庁舎は、1階が駐車場となっており水害の恐れが少ない2階以上に庁舎機能を配置している。
	課題	・ 市街中心地にあり、また避難所に指定されていることから多数の被災者の受入れ対応が、懸念される。
住用総合支所	現状	・ 新耐震基準を満たす庁舎である。 ・ 庁舎は、1階が駐車場となっており水害の恐れが少ない2階以上に庁舎機能を配置している。
	課題	・ 道路の浸水、土砂災害により他支所と孤立し易い。
笠利総合支所	現状	・ 新耐震基準を満たす地上3階鉄筋コンクリート造の庁舎であり、2階以上に防災室や避難所等の防災機能を配置している。
	課題	・ 海拔約1.5mの位置に立地しており、地震で生じる津波高は、庁舎付近の外金久地区で2.5mと想定され庁舎1階部分の被害が懸念される。 ・ 庁舎1階被害後の執務場所の確保

(2) 電力

名瀬総合支所	現状	・ 停電に備え、9階に非常用発電機(500KVA×1台)を設置し、72時間運転分の燃料をオイルタンクに備蓄している。
住用総合支所	現状	・ 停電に備え、3階に非常用発電機(110KVA×1台)を設置し、72時間運転分の燃料を備蓄している。 ・ 太陽光発電設備 (10kw)
笠利総合支所	現状	・ 停電に備え、2階に非常用発電機(90KVA×1台)を設置し、72時間運転分の燃料を備蓄している。 ・ 太陽光発電設備 (10kw)
課題		・ 災害対策に係る業務内容等に応じた電力の確保を図る必要がある。 ・ 停電の長期化等が予想される場合などに給油体制の整備、電源車による仮設引き込み等の検討も必要である。

(3) 電話・通信

名瀬・住用・笠利総合支所	現状	・ 代表、直通回線その他、衛星携帯電話を有している。 名瀬総合支所3台、住用・笠利総合支所各1台 ・ 電話交換機電源は、非常用発電機回路に接続しており、停電時に使用可能である。
	課題	・ 固定、携帯電話以外の通信機についての整備、検討する必要がある。 ・ 災害時、代表回線への着信量が増えた場合、ダイヤルインの積極的活用を促す必要がある。

(4) 情報システム

名瀬・住用・笠利総合支所	現状	名瀬総合支所が被災した場合は、市庁舎と出先機関を結ぶ行政情報ネットワーク（奄美市地域イントラネットワーク）や国、県・市町村等を結ぶ総合行政ネットワーク（L G W A N）等の通信ケーブル切断によるネットワーク途絶や、停電や空調停止等によるサーバーの異常停止に伴うシステム障害、データの破損・喪失などが想定される。
	課題	一部情報システムの継続性の確保、あるいは罹災時の早期復旧に最低限必要な資源（設備、要員、電力等）及び、既存の資源の準備状況を把握した上で、被害状況を想定して代替策を検討しておく必要がある。

(5) ガス

名瀬・住用・笠利総合支所	現状	プロパンや都市ガス等により供給されており、供給配管には緊急遮断弁が設置されている。
	課題	・ 周辺道路等の被災状況により、供給業者が到着するまでに相当の時間を要する場合は、復旧にかなりの時間が必要である。 ・ 代替となる設備やシステム等の検討が必要である。

(6) 上下水道

名瀬・住用・笠利総合支所	現状	・ 断水した場合、飲料水は受水槽に貯水してある分は使用可能である。 ・ 一定期間（3日間程度）の給・排水設備は、備えている。 ・ 地下ピットは汚水貯留槽として利用でき、災害時の庁舎内トイレの使用が可能である。（名瀬）
	課題	・ 周辺道路等の被災状況により、給水車やバキューム車等がアクセスできない場合は上水の使用は困難である。 ・ 仮設トイレの設置やペットボトル等による飲料水の確保等代替策の検討が必要である。

(7) 公用車（燃料含む）

現状	・ マイクロバス等使用可能な公用車両を確保した上で、本部の指示に従い、公用車を運行させる。 ・ 非常用の燃料は確保されていないが、電気自動車の運用が可能である。
課題	・ 大規模な地震による道路や橋梁等の正確な被災状況を速やかに把握する必要がある。 ・ 非常用の燃料確保に対する対策を講じる必要がある。

(8) 飲料水及び食料

現状	・ 職員が必要な水、食料を3日分備蓄している。 ・ イオン、グリーンストア、大和と物資供給協定を締結している。 ・ ラムール、吉田商事と水の優先供給協定を締結している。
課題	・ 備蓄品の恒久的な保管、保管場所について検討する必要がある。

(参考) 各庁舎の設備の現状

庁舎	耐震化状況	発電機 (KVA)	電話・通信	ガス	給水 (m ³)
名瀬総合支所	新耐震基準 ※1	72H運転可能 ※2 9F 1基 500KVA	一般回線 防災行政無線 衛星系※3	都市ガス (南海ガス) 緊急遮断装置※4	72H以上確保 受水槽 雑用水槽 緊急遮断装置有
住用総合支所	新耐震基準	72H運転可能 自家発電設備 3F 1基 110KVA 太陽光発電設備 (10kw)	一般回線 防災行政無線 衛星系	プロパンガス 緊急遮断装置	直圧
笠利総合支所	新耐震基準	72H運転可能 自家発電設備 別棟2F 1基 90KVA 太陽光発電設備 (10kw)	一般回線 防災行政無線 衛星系	簡易都市ガス 緊急遮断装置	直圧

(※1) 震度6強から震度7程度の地震に耐えられる昭和57年以降の建築基準法の強度を満たしている。

(※2) 発電機の運転可能時間については、発電機がフル稼働時の計算となっており、実際はこれより長時間となる。

(※3) 衛星系とは、国・都道府県専用の衛星ネットワークや通信事業者の衛星携帯電話を活用したネットワーク。

(※4) 緊急時に供給ラインを遮断し、火災や爆発などの2次災害を防止する。

2 代替庁舎

本計画が想定する地震では、庁舎には甚大な被害は発生しないと想定されるものの、想定地震以上の地震発生により、庁舎が著しい損傷を受けたり、周辺地域が被災して職員が登庁できない場合等における代替庁舎選定候補については、以下のとおりとする。

庁 舎	代替庁舎		
名瀬総合支所	奄美文化センター	住用総合支所	笠利総合支所
住用総合支所	体験交流館	名瀬総合支所	笠利総合支所
笠利総合支所	太陽が丘	名瀬総合支所	住用総合支所

第6章 重要な行政データの確保

1 現状等

(1) 喪失した場合に元に戻すことが不可能、相当困難な情報

- ① 住民基本台帳
- ② 国民健康保険、介護保険業務に関する情報
- ③ 税金、水道料金等の収納状況に関する情報
- ④ 許認可の記録・経過等の情報
- ⑤ 重要な契約・支払い等の記録の情報

(2) 非常時優先業務を支援する重要システムに関するデータ

- ① 重要システム及びデータ等の復旧に不可欠な図面や仕様書等の書類
- ② 住民記録、外国人登録
- ③ 介護保険等社会保障制度の受給者情報
- ④ 障がい関係情報
- ⑤ 道路その他の復旧に重要なインフラの図面またはそのデータ
- ⑥ 情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様
- ⑦ 自治会長、地区公民館長、行政連絡員等役職員データ

2 行政情報データ確保状況

現状 (バックアップ状況)	ネットワークフォルダに保存されているデータはサーバー内で毎日バックアップデータを作成しており、3か月前までのデータ復旧が可能。 重要住民情報データについては、サーバ内で毎日バックアップデータを作成。サーバ自体の被災に備え、鹿児島県町村会構築の広域データバックアップにより毎週重要データのバックアップを実施。 広域データバックアップ先は同県での広域被災を考慮し、鹿児島県市町村会、熊本県市長村会、京都府自治体情報化推進協議会の三者相互で実施。
課題	紙保管データの電子化や保管体制についての検討が必要

第7章 非常時優先業務の整理

1 業務の区分と内容

必要度		内容
非常時優先業務	継続通常業務	通常業務のうち、業務の規模を縮小、方法の工夫等により続行する業務 ・市民の生命、健康、財産を守る業務 ・市の意思決定に必要な業務 ・その他、休止することができない業務（出生・死亡届等の戸籍受付等）
	災害応急対策業務	災害発生時に行う業務 ・地域防災計画「災害応急対策」における業務 ・地域防災計画「災害震災復旧・復興」で挙げられている業務のうち、被災者の生活支援等に供する業務（災害見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給、市税等の減免など）
停止・休止業務		通常業務のうち、停止・休止する業務 ・一定期間（1月超）先送りすることが可能な業務 ・災害復興までの間、停止・休止することがやむを得ない業務（職員研修など）

2 非常時優先業務等選定基準表

優先度	業務開始目標時間	選定基準	該当する業務の考え方	代表的な業務例
S	3時間以内	発災後直ちに着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、ただちに対策を講ずべき業務	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急の開始 ・避難所の開設	① 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） ② 被害の把握（被害情報の収集、伝達、報告） ③ 災害発生直後の火災、対策業務（消火、避難、警戒、誘導等） ④ 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） ⑤ 避難所の開設、運営業務 ⑥ 組織的な業務遂行に必要な業務（公印管理等）
A	1日以内	遅くとも発災後1日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすた	・応急活動（救助、救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き	① 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） ② 市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上水道、交通等） ③ 衛生環境の回復に係る業務

		め、優先的に対策を講ずべき業務		(防疫・保健衛生活動) ④ 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） ⑤ 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き） ⑥ 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）避難所の運営業務 ⑦ 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等） ⑧ 総合的な計画、他機関との調整
B	3 日以内	遅くとも発災後 3 日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は社会経済活動維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 ・復旧、復興に係る業務に必要な許可、契約	① 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） ② 市街地の清掃に係る業務（ごみ、瓦礫処理等） ③ 災害対応に必要な経費の確保に係る業務 ④ 業務システムの再開等に係る業務 ⑤ 被災者等への支援・関係機関との連絡調整 ⑥ 子供、高齢者福祉
C	2 週間以内	遅くとも発災後 2 週間以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は社会経済活動維持に影響を及ぼすため、対策を講ずるべき業務	・復旧、復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復	① 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） ② 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） ③ 教育再開に係る業務 ④ 最低限の窓口業務の一部再開（届出受理、証明書発行等） ⑤ 金銭の支払い、支給に係る業務（契約、給与、扶助費等）
D	1 か月以内	遅くとも発災後 1 か月以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は社会経済活動維持に影響を及ぼすため、対策を講ずるべき業務	・応急復旧業務の完了 ・その他の行政機能の回復	・窓口業務の再開範囲拡大

		響を及ぼすため、対策を講ずるべき業務		
	延期 中止	発災後 1 か月以上、着手しなくても、市民の生命・生活及び財産、又は社会経済活動維持に影響を及ぼさない業務	情報公開 表彰 統計調査	・その他の業務

＊ 部署ごとの非常時優先業務については、「奄美市業務継続計画 非常時優先業務一覧」を参照。

第8章 今後の取組

1 業務継続計画の周知

本計画を実効あるものとするためには、職員一人ひとりが、災害時に担う役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から認識しておくことが必要であるため、各所属においては、職場研修等の機会を利用して、本計画を周知するものとする。

2 業務継続計画の継続的な改善

業務継続体制の一層の充実を図るため、奄美市地域防災計画の修正、組織の改正等の状況に応じ、本計画の必要な見直しを行うなど、PLAN（計画の策定）、DO（訓練・研修の実施）、CHECK（検証）、ACTION（計画の見直し）のPDCAサイクルによる継続的な改善を行う。

【業務継続計画の継続的な改善のイメージ】



